

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 31 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した定期監査（一般会計・特別会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 元年 5 月 9 日

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 来 弘 喜
松江市監査委員 田 中 明 子

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>(1) 事業の推進について</p> <p>①まつえ農水商工連携事業推進協議会の委員構成について見直しを図られたい。 (特産振興室)</p> <p>②水質汚濁防止について、専門研修の充実を図られたい。 (環境保全課)</p> <p>(2) 補助金等について</p>	<p>(1) 事業の推進について</p> <p>①まつえ農水商工連携事業推進協議会は、地域資源を活用した新商品の開発及び販路拡大を図り関連産業の発展に寄与することを目的として事業を行っているところです。商品の開発にあたっては、協議会の構成員である松江商工会議所をはじめ、各商工会、島根県農業協同組合くまびき地区本部、宍道湖漁業協同組合等に加盟する消費者に近い小売店などの事業所の協力を得るとともに、必要に応じて専門委員会を設置・開催し、売れる商品の開発に取り組みます。 (特産振興室)</p> <p>②専門研修については、中核市移行前から、水質汚濁防止法をはじめ、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などに関し国や県が実施する研修を積極的に受講しております。また、中核市移行後は、大気環境常時監視や特定粉じんに関する研修も受講しております。今後も、個別法ごとに研修内容を吟味の上、専門知識の習得を目指し積極的な受講に努めていきます。 (環境保全課)</p> <p>(2) 補助金等について</p>

<p>①地域振興事業補助金及び大根島産直市立ち上げ支援事業補助金については、補助率を含む補助金のあり方について検討されたい。 (地域振興課)</p>	<p>①地域振興補助金については、地方創生や共創のまちづくりの観点から、平成 30 年度をもって廃止し、全市的な補助事業に移行しました。 大根島産直市立ち上げ支援事業補助金については、補助を受けた団体が中心となり、江島の大根島産直市に隣接して飲食店をオープンすることで、地産地消の推進と交流人口の増加が図られるなど、その効果が表れつつあります。 本年度が補助期間の最終年度となっていることから、3か年の事業効果を検証し、補助金のあり方について検討します。 (地域振興課)</p>
<p>②外国人観光客モニター事業補助金（ワンコインバス事業）については効果が認められるので、さらに周知を図られたい。 (国際観光課)</p>	<p>②この事業の認知度をさらに向上させるため、今後も継続して外国語版ホームページへ情報を掲載するほか、外国人観光客が多数利用する広島市内のゲストハウス等におけるチラシ設置箇所の拡大、国際交流員等によるブログやSNSによる情報発信に努めます。 また、本年度は中国地域観光推進協議会において、都市間高速バスを活用した中国地方各地への広域周遊観光促進事業の取り組みが開始されることから、この機会に幅広い周知を図ります。 (国際観光課)</p>
<p>③定住促進公社賃貸住宅家賃補助負担金及び空き家家賃負担金については、島根県住宅供給公社と協議されたい。 (建築指導課)</p>	<p>③家賃補助負担金については、補助後の家賃が入居者に提示した入居条件であることから、変更は困難であると考えます。 空き家家賃負担金については、空き家を解消し、負担金の縮小を図るため島根県住宅供給公社と協議しました。 協議の結果、公社では、公社ウェブサイトのトップページにて情報発信するよう改善するとともに、チラシを作成されたので、周知を図るため、各支所に配布しました。 今後も、定期的に公社と意見交換していきま す。 (建築指導課)</p>
<p>(3) 契約について ①玉湯総合保健福祉センターのトイレ洗浄器賃借</p>	<p>(3) 契約について ①トイレ洗浄器賃借料の未収金については、施設</p>

<p>料について適正に支出されたい。 (健康推進課)</p> <p>(4) 広報について ①専門研修派遣職員の実施状況について、広く周知されたい。 (原子力安全対策課)</p> <p>(5) 計画の策定について ①河川や排水路の改良工事について、中長期的な目標や計画を策定して実施されたい。 (河川課)</p>	<p>の維持管理経費の負担割合を定めた契約に基づき徴収しました。 (健康推進課)</p> <p>(4) 広報について ①原発立地市として、市民の安心・安全をより一層確保するため、専門性の高い原子力発電所に関する知識の習得を目的とし、原子力安全規制監督庁である原子力規制庁に職員を派遣しています。 この派遣事業の周知については、市のホームページにて目的や派遣の状況について掲載していますが、今後、出前講座など様々な機会を通じ、広く市民に派遣事業の実施状況について説明していきます。 (原子力安全対策課)</p> <p>(5) 計画の策定について ①準用河川や普通河川につきましては、中長期的な計画を策定します。 排水路（いわゆる青線）につきましては、緊急性などを総合的に判断し、事業を実施します。 (河川課)</p>
---	---